

第3期京都府障害者基本計画 概要

1 趣 旨

前計画の期間満了に伴う改定。国の障害者基本計画（第3次）を踏まえつつ府の計画として策定

(1) 計画の性格

障害者基本法（第11条第2項）に基づく法定計画（障害者施策全般に係る総合計画）

(2) 計画策定経過

平成17年3月策定 京都府障害者基本計画（計画期間：平成17～26年度）

平成22年3月策定 京都府障害者基本計画 後期重点計画
（計画期間：平成22～26年度）

平成27年3月策定 第3期京都府障害者基本計画
（計画期間：平成27～31年度）

(3) 障害者施策の動向

年月	法律等の整備状況
平成23年 8月	改正障害者基本法の公布・施行
平成24年10月	障害者虐待防止法の施行
平成25年 4月	障害者総合支援法の施行
平成25年 6月	障害者差別解消法の公布（H28.4 施行）
平成26年 1月	障害者権利条約を日本批准
平成26年 3月	「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」の制定（H27.4 施行）

2 基本理念

全ての府民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現（障害者基本法第1条）

3 計画の内容

(1) 各分野に共通する横断的視点

- ① 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- ② 当事者本位の総合的な支援
- ③ 障害特性等に配慮した支援
- ④ アクセシビリティの向上
- ⑤ 総合的かつ計画的な取組の推進

(2) 分野別の施策体系

	分野	施策等
1	共生社会の実現に向けた理解と交流の促進	①心のバリアフリーの推進と交流の促進 ②社会的障壁を除去する取組の推進 ③権利擁護の推進 ④交流及び共同学習の推進
2	教育の推進	①インクルーシブ教育システムの構築 ②教育環境の整備
3	生活の支援	①相談支援体制の整備 ②在宅サービス等の充実 ③障害児支援の充実 ④サービスの質の向上等 ⑤人材の育成・確保 ⑥福祉用具の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
4	保健・医療の充実	①保健・医療の充実等 ②精神保健・医療の提供等 ③人材の育成・確保 ④難病に関する施策の推進
5	生活環境の整備	①福祉のまちづくりの総合的な推進 ②住宅の確保 ③公共交通機関のバリアフリー化の推進 ④誰もが利用する施設等のバリアフリー化の推進 ⑤わかりやすい情報の提供
6	雇用・就労の促進	①障害者雇用の促進 ②総合的な就労支援 ③障害特性に応じた就労支援及び就業力の強化 ④福祉的就労の底上げ
7	スポーツ、文化・芸術、レクリエーション活動の振興	①スポーツ、レクリエーション活動の推進 ②文化・芸術活動の振興
8	暮らしの安心・安全	①防災対策の推進 ②防犯対策の推進 ③消費者トラブルの防止及び被害からの救済

4 成果目標

基本計画の効果的かつ円滑な達成のため、計画期間に達成すべき目標として数値化が可能な施策について、成果目標を設定